

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月18日
更新年月日	令和8年3月30日 (第1回)
目標年度	令和16年
市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)
地域名 (地域内農業集落名)	川西地区 (見明集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	30.23 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	30.23 ha
② 田の面積	30.23 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	9.01 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	9.01 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

- ・集落内の後継者が不足している。
- ・人足について、排水路の清掃等は70代以下の集落内農地所有者に声をかけているが、高齢化が進み参加者が減少しており、人手が今後足りなくなることが予想される。
- ・宮川水系のパイプラインの水は使っておらず、よほどのことがない限り、水に関して不便はない。
- ・林道方面にて、イノシシの被害が多くなっている。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・畑については所有者管理とし、水田については現在の耕作者で水稻による営農を継続する。
- ・人足は高齢化により今後も参加者が減少していくと考えられるため、方法を変えるなど実施の仕方を検討する。
- ・イノシシ等の鳥獣害対策のため、補助事業を活用した電気柵の設置等、組織的な取り組みを検討する。
- ・後継者がいないことなどを理由にやむを得ず離農する場合は、隣接する他地区の担い手に集積することも検討しつつ、作農家・委託農家・集落住民が協力して営農施設等の維持強化に努め、集落営農を維持・発展させる。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
畑については基本的に所有者管理とし、水田については担い手の方を中心に農地利用を進める。 また、離農する方がいる場合は農地中間管理機構を通して担い手への農地の集積・集約化を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	69.93	%	将来の目標とする集積率
			85 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
集約化が進んでいる農地においても、飛び地で耕作者が異なる農地が存在する。将来発生しうる農業リタイア農地については、担い手の中でも農地が隣接している方を中心に協議を進め、農地の集約化を進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通して進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
離農した方の農地については、担い手の経営意向などを考慮しながら、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組
大規模な基盤整備は現実的ではないことから、地域における農地集積・集約化の進捗に合わせながら、水田の大 区画化(畦畔除去、均平作業)に取り組み、作業効率化と生産性向上につなげる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内の担い手を中心に農業を継続していくとともに、可能な限り自作地の維持・保全に努める。また、他地区の農 業者との意見交換や情報交換を積極的に行うことで、周辺地区や関係機関と連携して安定した経営基盤を確立して いく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
防除作業や追肥など、将来的に地域内の担い手が所有している機械で対応出来るような作業については、作業委 託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ③防除や追肥などについて情報収集を心がけ、スマート農業を取り入れることで作業の省力化・農地の規模拡大を目指す。
- ⑦多面的機能支払交付金事業の活動を実施し、自作農家・委託農家・集落住民が協力して農地保全等の取組を維持・発展させていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻等	2.68 ha	ha	水稻等	2.77 ha	ha	A	
認農	B	水稻等	7.24 ha	ha	水稻等	11.2 ha	ha	B	
認農	C	水稻、野菜	2.89 ha	ha	水稻、野菜	3.19 ha	ha	C	
認農	D	水稻等	0.57 ha	ha	水稻等	0.89 ha	ha	D	
認農	E	水稻等	0.83 ha	ha	水稻等	0.83 ha	ha	E	
認農	F	水稻等	0.6 ha	ha	水稻等	3.95 ha	ha	F	
利用者	G	水稻等	3.02 ha	ha	水稻等	4.01 ha	ha	G	
利用者	H	水稻等	0.64 ha	ha	水稻等	0.64 ha	ha	H	
利用者	I	水稻等	0.58 ha	ha	水稻等	0.58 ha	ha	I	
利用者	J	水稻等	1.29 ha	ha	水稻等	1.29 ha	ha	J	
利用者	K	水稻等	0.55 ha	ha	水稻等	0.55 ha	ha	K	
利用者	L	水稻等	0.12 ha	ha	水稻等	0.12 ha	ha	L	
利用者	M	水稻等	0.13 ha	ha	水稻等	0.13 ha	ha	M	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	13経営体		21.14 ha	0 ha		30.15 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。